

防犯灯の設置費用を助成します

防犯灯の普及を図り、夜の道路を通行する人の安全を確保するため、自治会・地区公民館に対して、防犯灯の設置費用を助成します。

●**申請できる人** 申請者は、自治会の代表者（区長・地区公民館長・行政協力員）とします。設置を希望する人は、地区の代表者へご相談ください。

●**申請方法** 申請する場合は、「防犯灯設置助成金交付申請書」に設置を希望する場所、工事見積書を添えて提出してください。市で審査し、交付を適当と認めたときは助成金の額を決定し、申請者に通知します。

●**助成金の額** 助成金額は、新設の防犯灯1灯につき18,000円を限度とします。

●**設置と維持管理** 設置と維持管理に関する一切の手続きは、申請者が行ってください。助成金交付決定後、申請者から電気工事業者に工事を依頼し、必要があれば設置場所の許可・承諾などの手続きも行ってください。

●**助成金の請求** 設置を完了したら、「設置完了届出書」に領収書の写し、工事前の写真、工事完了の写真を添えて「設置助成金交付請求書」を提出してください。

●**申請期限** 4月28日（木）まで
※申し込み多数の場合は、設置要望箇所確認のうえ決定します。



防犯灯の一例

[申・問] くらしいきいき課 ☎ 63-1395

住宅用火災警報器



設置は
お済み
ですか？

今年の6月1日から、今お住まいの住宅の寝室・階段等に住宅用火災警報器の設置が義務付けられます。

5月31日までの設置をお願いします。

お近くのホームセンターや電気店などで購入できます。

※悪質な訪問販売にご注意ください！

☎ 荒尾消防署 ☎ 63-1121
くらしいきいき課 ☎ 63-1335

荒尾産炭地域振興センター まちの活性化につながる団体の活動を助成します

荒尾産炭地域振興センターでは、次の①または②にあてはまる事業に対し、予算の範囲内で必要な金額の一部を助成します。

①荒尾市の活性化に資する事業

地域資源や地域情報のPR、地域活性化を目的としたイベント、交流、研修活動などのソフト事業（ただし、特定の団体の利益のみに資する事業は除く）

◆**対象者** 地域の活性化を図るために自主的に組織された民間または行政を含めたグループ・団体

◆**対象期間** 平成23年12月末までに完了する事業

◆**助成方法** 事業費の補助

◆**助成限度額** 事業費の4分の3以内、単年度1,500万円を限度

②新産業創造などに資する事業

(1)既存企業による商品開発や産学協同による事業創出（研究開発）支援事業

(2)新たな事業への取り組み支援事業

◆**対象者** 民間企業

◆**対象期間** 平成24年3月末までに完了する事業

◆**助成方法** 事業費の補助

◆**助成限度額**

(1)事業費の3分の2以内、単年度500万円

(2)事業費の2分の1以内、単年度1,000万円



●**応募方法** ①②の事業とも、所定の要望書を同センター事務局まで提出してください。

●**応募期限** 4月25日（月）

●**審査方法** 提出された要望書は、同センター評議員会の選考審査を経て、理事会で5月末頃に採択の可否を決定します。

[申・問] (財) 荒尾産炭地域振興センター事務局
(政策企画課内) ☎ 62-1996



熊本県暴力団排除条例

4月1日からいよいよ施行

「熊本県暴力団排除条例」が、4月1日から施行されます。熊本県は、暴力団員数が組織数 39 団体・構成員数約 1,200 人と、九州では福岡県に次いで多い県です。暴力団を排除するためには、社会全体で連携・協働して暴力排除活動を推進していくことが重要です。県民総ぐるみで暴力団に「ノー」を突き付け、県民が安全で安心に過ごすことができる熊本を実現しましょう。

「熊本県暴力団排除条例」の主な内容

県の責務

暴力団が反社会的団体であるという認識を持って、県、市町村、事業者および関係機関などが相互に連携しながら協働して暴力団排除を行います。

県民の責務

県が実施する暴力団の排除に関する政策への協力に努めるとともに、暴力団の排除に役立つ情報を警察などに提供するように努めていただきます。

事業者の責務

事業者は、暴力団の排除に関する施策への協力や、警察などに対して役立つ情報の提供に努めるほか、暴力団に利益を与えない事業活動や暴力団員の不当な行為の影響を受けない事業活動を推進していただきます。

公共工事における措置

県や市が発注する建設工事から、暴力団員や暴力団密接関係者を排除します。

公共工事に携わる元請業者、一定の範囲の下請け業者や資材などを納入する業者は、自らが暴力団員や暴力団密接関係者ではないとの誓約書を作成することになります。

契約の相手方が暴力団員や暴力団密接関係者であることを知りながら契約を結んだ場合、県が実施する入札に参加できない場合があります。

不動産の譲渡などにおける措置

不動産の譲渡などをする人（代理人・媒介人などを含む）は、暴力団事務所に利用されることを知って、契約を行うことが禁止されます。

また、契約時に相手方に不動産の利用目的を確認したにも関わらず暴力団事務所に使用されたことが判明した場合は、催告なしで契約を解除できる旨を契約書面の内容に含める努力義務規定が設けられました。

暴力団などに対する利益供与の禁止

事業者が暴力団の活動を助けること、運営に役立つ利益供与をすることを禁止します。飲食店の経営者が用心棒料を支払う行為や、事業者が利益の一部を暴力団員に提供する行為は、調査・勧告・違反の事実の公表の対象です。

また、暴力団の義理掛けに会場を提供する行為など、利益供与をする行為も禁止されます。

少年の健全な育成を図るための措置

学校・図書館・児童福祉施設などを保護対象施設とし、周囲 200 メートル以内に暴力団事務所の開設や運営を禁止します。違反者には、1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金が科せられます。

☎ 荒尾警察署刑事捜査第二係 ☎ 68-5110

